

道路の位置の指定(変更及び廃止)指導要綱

那覇市 まちなみ共創部 建築指導課

道路の位置の指定(変更及び廃止)指導要綱

昭和 55 年 1 月 15 日制定、平成 30 年 4 月 1 日改正

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 11 条)
- 第 2 章 申請手順(第 12 条―第 17 条)
- 第 3 章 技術基準(第 18 条―第 29 条)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道の位置の指定、変更及び廃止並びに建築基準法第 42 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項の道路の廃止の手續について、建築基準法施行規則第 9 条、第 10 条及び第 10 条の 2 並びに那覇市建築基準法の施行に関する規則第 16 条から第 18 条に規定する道路の位置の指定等の際の手続を定めるもののほか、建築基準法施行令第 144 条の 4 の道の基準に関する事項を定めることにより、良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(関係規定)

第 2 条 この要綱において、法令等の略称は次の表のとおりとし、これらの名称の総称を道路位置指定関係規定という。

法令等の名称	略称
建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)	法
建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)	政令
建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)	省令
那覇市道路位置指定の基準の特例に関する条例(条例第 27 号)	条例
那覇市建築基準法の施行に関する規則(規則第 5 号)	規則

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 「道路位置指定」とは、法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により市長が道の位置の指定を行うことをいう。
- 「位置指定道路」とは、前号の規定により市長からその位置の指定を受けた道(政令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ハの規定により設けられる転回広場を含む。)をいう。
- 「位置指定道路の変更」とは、位置指定道路の区域又は構造を変更して道路位置指定を行うことをいう。

- (4) 「位置指定道路等の廃止」とは、道路の全部若しくは一部について、指定を取消すことをいう。
- (5) 「道路位置指定等」とは、第1号、第3号及び前号で規定する行為をいう。
- (6) 「位置指定道路等」とは、第2号のほか、法第42条第1項第3号及び同条第2項に規定される道路をいう。

(道路位置指定の要件)

第4条 道路位置指定を受ける道路は、道路位置指定関係規定及び第3章に規定する基準のほか次の各号を満たすものとする。

- (1) 接道が取れず建築物の建築が出来ない土地を接道させるため、道路位置指定を受けるもの。ただし、道路位置指定を必要とする合理的な理由があると市長が認めるものについては、この限りでない。
- (2) 当該位置指定道路及び宅地の区域(以下「開発区域」という。)の面積が、都市計画法に基づく開発許可を要しない規模(1,000 m²未満)のもの。
- (3) 自動車の通行に支障がない法第42条第1項又は第2項の規定に基づく道路に接続するもの。

(変更及び廃止の制限)

第5条 位置指定道路の変更及び位置指定道路等の廃止を受ける道路は、この要綱に規定する基準のほか次の各号を満たすものとする。

- (1) 法第43条第1項の規定及び第2項に基づく条例の規定に抵触する敷地が発生しないもの。
- (2) 政令第144条の4に規定する「道の基準」に抵触しないもの。
- (3) 変更及び廃止により通り抜けできる道路が袋路状道路とならないもの。
- (4) 既存の位置指定道路の幅員の一部だけを変更しないもの。ただし、前三号に規定する要件を満たし、かつ交通上、安全上、防火上及び衛生上支障が無いものについては、この限りでない。

(関係機関との事前協議)

第6条 道路位置指定等の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に関する事項について、当該各号で定める関係機関と予め、事前協議を行わなければならない。

- (1) 道路位置指定等の計画等 本市建築指導課
- (2) 接続道路の加工等 市道、県道、国道及び私道の管理者並びに里道管理者
- (3) 排水施設の接続等 下水道管理者及び排水施設管理者
- (4) その他の当該道路位置指定等に関係がある事項 当該事項の関係機関

(関係権利者等の承諾)

第7条 承諾を必要とする関係権利者は、次の各号のとおりとする

- (1) 道路位置指定等を受ける土地並びに当該土地に存する建築物及び工作物等

(以下「土地等」という。)について権利を有する者

(2) 政令第144条の4第1項第1号ロによる公園、広場又はその他これらに類するものに接続している場合は、自動車が転回することについての承諾をすることができる権利を有する者

2 権利を有する者の範囲については、登記事項証明書の甲区(所有権)及び乙区(所有権以外の権利)に記載されている者とする。

3 権利を有する者が制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人)である場合は、法定代理人、保佐人及び補助人の同意を要するものとする。なお、成年被後見人については成年後見人の代理行為によるものとし、法定代理人等は、戸籍謄本又は登記事項証明書により確認するものとする。

4 排水施設を開発区域外に設置する場合又は開発区域外の排水施設に接続する場合は、その土地及び排水施設の所有権を有する者の承諾を得るものとする。

(位置指定道路等の土地の分筆等)

第8条 位置指定道路となる土地については、申請者において分筆し、地目を「公衆用道路」とするものとする。また、一部を廃止する場合は、廃止をする部分と廃止をしない部分が明確になるように分筆をするものとする。

(位置指定道路の維持管理)

第9条 位置指定道路の管理者及びその土地の権利を有する者は、当該道路を常に適正な状態に保つよう努めるものとする。また、土地の権利を移転する場合は、維持管理についても継承するものとする。

(既存建築物の法適合性の確認)

第10条 申請者は、道路位置指定等の申請を行う場合は、当該位置指定により既存建築物が法第6条第1項中にある建築基準関係規定に抵触することがないことを確認するものとする。

(開発区域)

第11条 開発区域については、「那覇市開発許可制度に関する運用基準」によるものとする。

第2章 申請手順

(道路位置指定の申請等)

- 第12条 市長は、第6条に規定する事前協議の結果、計画に支障がない場合は、道路の位置の指定の申請の受付を行い、申請図書の内容の審査を行うものとする。
- 2 市長は、前項による審査の結果、道路位置指定関係規定及びこの要綱に適合すると認めた場合は、申請者へ道路の位置指定書類審査通知書を交付するものとする。
 - 3 申請者は、前項の規定による道路の位置指定書類審査通知書の交付を受けた後に築造が完了したときは、位置指定道路となる土地の分筆及び地目変更手続きを行い、道路築造完了報告書等を提出するものとする。
 - 4 市長は、前項の規定による道路築造完了報告書等の提出があつた場合は、現場検査を行い、当該道路が道路位置指定関係規定及びこの要綱への適合並びに当該提出図書に不備がない事を確認した場合は、道路の位置の指定を行うものとする。
 - 5 市長は、前項に規定する、道路の位置の指定をしたときは、速やかに、申請者へ通知書を交付し、公告するものとする。
 - 6 申請者は、前項に規定する、通知書の交付及び公告の後速やかに、指定道路調書を提出するものとする。
 - 7 前6項の規定は、既存の道について道路位置指定を受けようとする場合に準用する。
 - 8 申請者は、道路の位置指定書類審査通知書交付後、正当な理由がなく工事に着手せず、6ヶ月を経過した後、工事に着手しようとする場合は、原則として再度事前協議及び道路位置指定の申請を行わなければならないものとする。

(道路位置指定申請書等)

第 13 条 道路位置指定申請に必要な図書は、次の表のとおりとする。

NO	名 称	内 容
①	道路位置指定(変更・廃止)申請書	規則第 15 号様式
②	委任状	代理人が手続き等を行う場合
③	案内図	申請場所を赤色で明示
④	現況写真	撮影方向図添付
⑤	総括表	申請内容の詳細を明記
⑥	関係土地等一覧表	指定等を受ける土地等及び隣接する土地等を含む関係土地等の一覧
⑦	地図の写し	不動産登記法第 14 条第 1 項に規定される地図の写し(以下「地図の写し」という。)
⑧	登記事項証明書	申請に係る土地等の登記事項証明書
⑨	権利者一覧表	土地等の登記事項証明書の権利部(甲区・乙区)記載の全権利者の一覧
⑩	承諾書	道路となる土地等、隣接地及び排水施設等の権利者が自署、押印したもの
⑪	印鑑登録証明書	承諾をした権利者の印鑑登録証明書及び資格証明書(法人の場合)を添付
⑫	道路位置指定(変更・廃止)申請図	規則第 16 号様式
⑬	管理誓約書	規則第 17 号様式
⑭	その他	その他市長が必要と認める書類

・表紙及び背表紙に申請の名称、申請者名及び設計者名を記した A4 縦フラットファイルに綴じ、1 枚目に目録を添付の上、各書類にはインデックスを附すこと。
・各申請図書は A4 縦(⑫の申請図を除く)とし、正・副各 1 部とする。
・副本に添付する委任状、公図の写し、登記事項証明書、承諾書、印鑑証明書及び管理誓約書については、写しでも可とする。地図の写し、登記事項証明書、印鑑証明書及び承諾書は、3 ヶ月以内に作成のもので、現に効力を有するものとする。

(位置指定申請図)

第 14 条 位置指定申請図は、次の表のとおり作成する。

NO	名称	縮尺	明示すべき事項	備考
1	附近見取図	1/2,500 程度	① 方位 ② 道路の位置 ③ 目標となる地物	地名及び代表地番 を明記
2	地籍図	1/500	① 方位 ② 指定を受ける道路の位 置、延長及び幅員 ③ 土地の境界、地番及び 地目 ④ 土地内にある建築物、 工作物、道路及び水路の 位置 ⑤ 土地の高低 ⑥ 地形上特記すべき事 項	地図の写しを元に 作成 指定等を受けようと する道路の部分は 赤線(廃止は青線) で囲む
3	道路平面図	1/200 以上	① 方位 ② 計画区域の境界 ③ 指定を受けようとする道 路の位置、形状、勾配、 延長、幅員及び計画高 ④ 計画区域内の宅地割 面積、宅地の地盤高、予 定建築物の位置並びに 擁壁の位置及び構造 ⑤ 開発区域内外の側溝 及び下水管の位置、寸法 及びこれらの排水流末の 処理方法(既存排水施設 を含む)並びに種別	指定等を受けようと する道路の部分は 赤線(廃止は青線) で囲む 道路延長には、転 回広場の長さを含 む 築造道路及び計画 敷地内の排水に必 要な側溝、街渠等 の配置、構造(側溝 断面)及び排水経 路を明記

3	道路平面図	1/200 以上	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 区域内、周辺の既存道路(都計道路、予定道路含む)の位置、幅員 ⑦ 接続道路の法第 42 条 各項各号の種別(認定道路名称番号、指定済道路等の指定年月日及び番号等)及び幅員 ⑧ 区域内の既存建築物、工作物 ⑨ 擁壁等の確認番号 ⑩ 区域内外の地形、高低及び地物 ⑪ 面積総括表(道路、宅地、その他) ⑫ 地番境、地番、地目等 	
4	道路縦断面図	1/200 以上	<ul style="list-style-type: none"> ① 切土及び盛土の高さ ② 縦断面図 	道路の中心線の長さ高低差及び勾配等を明記
5	構造図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路横断面並びに排水施設及び付帯施設の構造図 ② 擁壁の配筋図、構造図及び構造計算書等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 舗装及び路盤構成等を明記 ② 高さが1mを超えかつ2m以下の擁壁については構造計算書を、2mを超える擁壁は確認済証の写しを添付
6	求積図	1/200 以上	<ul style="list-style-type: none"> ① 土地利用全体面積 ② 道路面積 ③ 宅地面積 ④ その他(道路後退部分等) 	最終合計の値のみを小数点以下第2位まで、第3位は切り捨てとする。
<p>注 原則として1～3については、指定様式(規則第 16 号様式)の 1 枚目に一様に見やすいように明記し、4～6については 2 枚目以降に明記すること。又、図面には縮尺及び図面番号を明記すること。</p>				

(道路築造完了報告書等)

第 15 条 道路築造完了報告に必要な図書は、次の表のとおりとする。

NO	名 称	内 容
①	道路築造完了報告書	規則第 19 号様式
②	地図の写し	申請に係る土地等の地図の写しで、土地の分筆、「公衆用道路」への地目変更手続後のものとする。
③	登記事項証明書	申請に係る土地等の登記事項証明書 土地の分筆、「公衆用道路」への地目変更手続後のものとする。
④	現場施工写真	以下の内容が確認できるものとする。 ・路盤厚 ・道路全体(始・中・終点) ・道路、安全施設、排水設備施工状況 撮影方向図添付
⑤	完了検査済証	2mを超える擁壁を築造した場合に添付

(指定道路調書)

第 16 条 第 12 条第 6 項に規定する図書は、次の表のとおりとする。

NO	名 称	内 容
①	指定道路調書	省令別記 42 号の 24 様式(第一面は Excel データ、第二面は PDF データ)にて作成及び提出するものとする。 第二面は第 14 条 1 及び 3 を明記したものとする。 道路平面図は 1/500 以上でスケールアップできる縮尺とする。

(位置指定道路等の変更又は廃止に対する申請手順等の準用)

第 17 条 位置指定道路の変更をする場合は、第 2 章及び第 3 章を準用する。

2 位置指定道路等の廃止をする場合は、第 12 条(第 2 項、第 3 項、第 7 項及び第 8 項を除く)、第 13 条(13 管理誓約書を除く)、第 14 条及び第 16 条を準用する。この場合において、第 12 条第 4 項中「前項の規定による道路築造完了報告書等の提出があった場合は」とあるのは、「第 1 項の規定による申請があった場合は」と読み替えるものとする。

第3章 技術基準

(道路の幅員)

第18条 位置指定道路の幅員は、道路の中心線に対し直角に測定し各部分で有効幅員4m以上を確保しなければならない。道路と敷地の境界及び道路幅員の取扱いは図1のとおりとする。

(道路の延長)

第19条 位置指定道路の延長は、接続点から終端までの道路中心線及び転回広場の長さの合計とし、転回広場の延長は、接続点を起点とする。測定方法は、図2のとおりとする。

(接続道路)

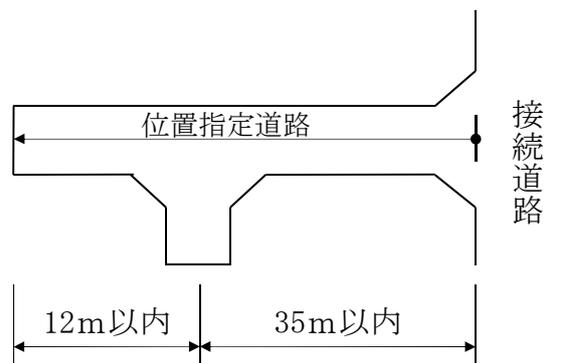
第20条 位置指定道路は、原則として両端が第4条第3号に規定する道路に接続するものとする。

(袋路状道路)

第21条 前条にかかわらず、やむを得ず「袋路状道路」とする場合は、図3～7のとおりとする。

2 両端が他の道路に接続する場合であっても、一方の接続道路が階段状又は、道路幅員が狭あいなことにより緊急自動車等の通行ができないものにあつては、「袋路状道路」とみなすものとする。

3 政令第144条の4第1項第一号ホに規定する市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めたものは、終点の転回広場より12m以内の延長を行うものとする。



(すみ切りの設置)

第22条 道路が同一平面で交差し、接続し、又は屈曲する箇所で、交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度未満の場合は、当該箇所にすみ切りを設けるものとし、当該すみ切りの形状は、図8のとおりとする。

2 歩道のある道路に接続する場合は、道路管理者と協議のうえ、歩道内にすみ切りを設けることができる。この場合において当該すみ切りの形状は、図 8 のとおりとする。

3 角地に堅固な建築物や河川等がある場合、その他やむを得ないと認められるときは片側すみ切りとすることができる。この場合において当該すみ切りの形状は、図 8 のとおりとする。

(転回広場の形状)

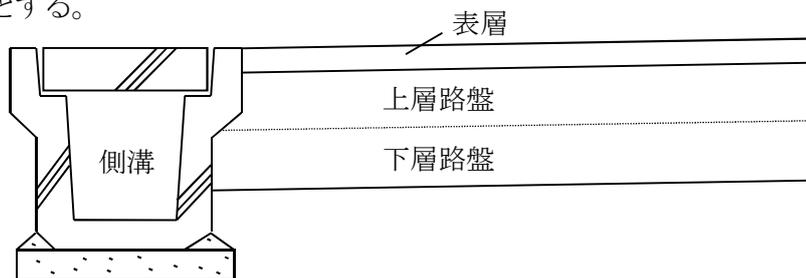
第 23 条 位置指定道路に設ける自動車の転回広場の形状は図 9 を標準とし、当該転回広場には、容易に消失しない文字等で駐車禁止の表示をするものとする。

(すり付け)

第 24 条 位置指定道路の幅員が途中で変わる場合及び接続道路との幅員に差がある場合は、内角 135 度以上のすり付けを設けるものとし、当該すり付けの形状は、図 10 を標準とする。

(道路舗装及び勾配)

第 25 条 位置指定道路の舗装は、以下を標準とし、同等以上のものとする。なお路床が軟弱な場合は、良質な切込砕石等を用いて路床土を入れ替え、十分な締固めを行うものとする。



アスファルト舗装		
表層	密粒度(13mm)	50mm
上層路盤	粒度調整砕石(M-40)	150mm
下層路盤	クラッシュラン(C-40)	150mm
すべり止め効果のある舗装		
表層	開粒度・改質アスコンⅡ型	50mm
基層	粗粒度アスコン	50mm
上層路盤	粒度調整砕石(M-40)	150mm
下層路盤	クラッシュラン(C-40)	200mm

2 道路の縦断勾配は 12% 以下とし、かつ、階段状としてはならない。なお、勾配が 9% を超える場合の舗装は、すべり止め効果のある舗装とする。

3 道路の横断勾配は、原則として両側勾配とし 1.5% 以上 2% 以下とする。ただし、接続道路その他周囲の状況によりやむ負えない場合は、片側こう配とすることができる。

(排水設備の設置)

第 26 条 原則として道路の両側には、側溝及び柵等の排水施設を設けるものとする。排水施設は、JIS 規格によるコンクリート二次製品等強固な材料を使用し、公共下水道、河川その他有効な排水施設に接続しなければならない。

2 接続道路その他周囲の状況によりやむ負えない場合は、片側側溝とすることができる。

(安全施設等の設置)

第 27 条 道路位置指定に伴い、見通しの悪い曲がり角及びがけ等の通行上及び安全上支障がある危険箇所が生ずる場合には、カーブミラー、ガードレール及び擁壁等の安全施設を適宜、設置するものとする。

2 道路位置指定に伴い擁壁を築造する場合は、1メートルを超える擁壁は構造計算等で安全性の確認を行い、2メートルを超える擁壁は法に基づく確認及び検査を受けるものとする。

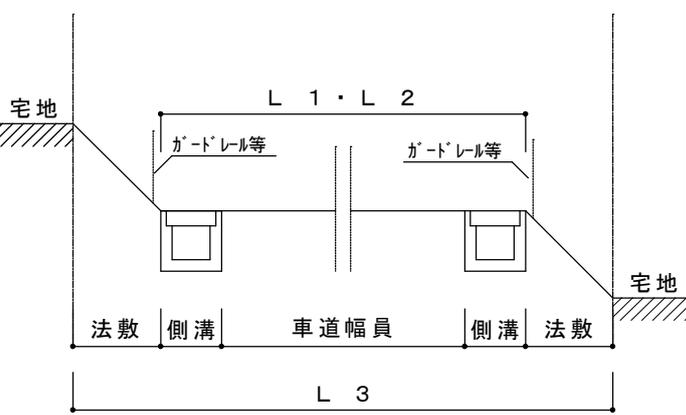
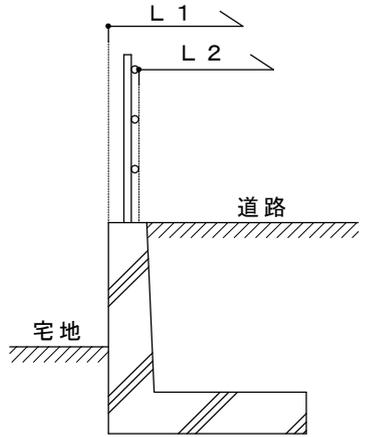
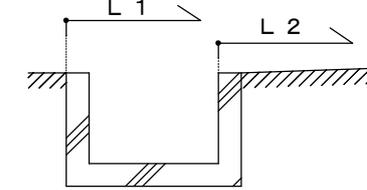
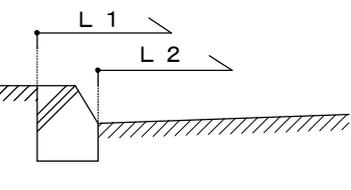
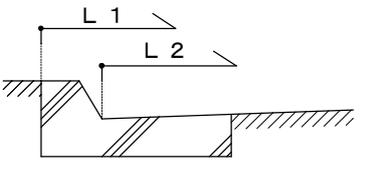
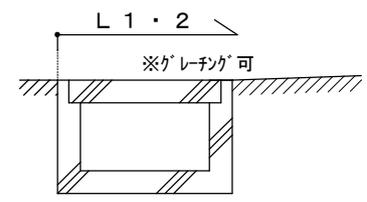
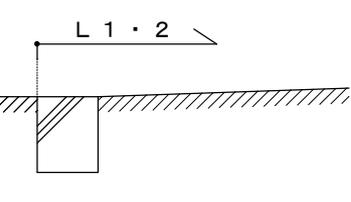
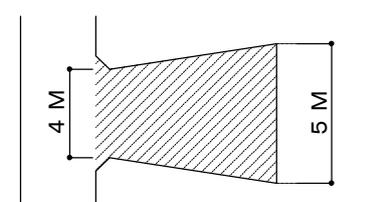
(道路とその他の土地の境界)

第 28 条 位置指定道路の境界には、コンクリート等の耐水性の高い材料を使用した道路側溝又は地先境界ブロック等を配置し、位置指定道路の範囲とその他の土地を明確に区分するものとする。

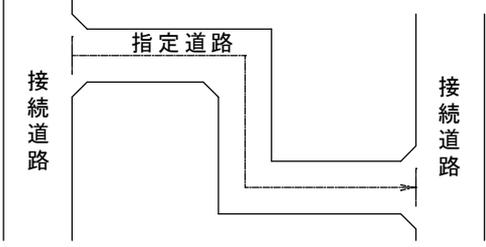
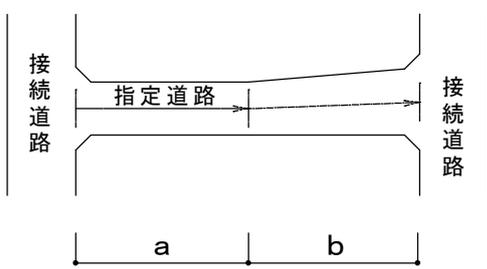
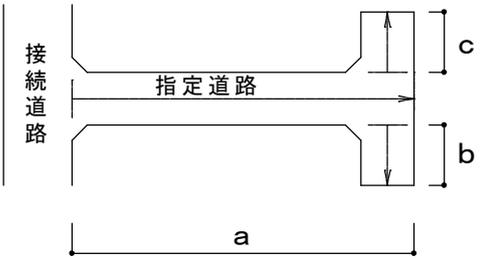
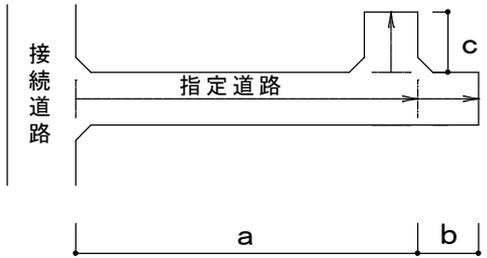
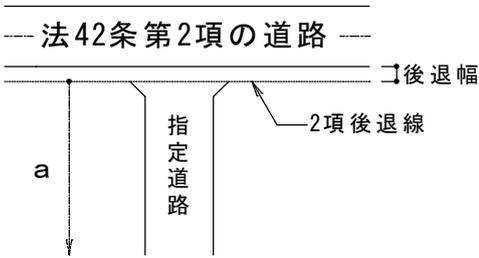
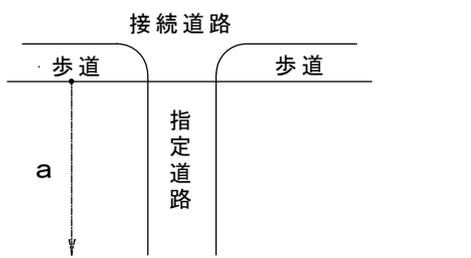
附則

1. この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2. この要綱の施行前にした行為については、なお従前の例による。

図：1

<p>【宅地と高低差がある場合】</p> <p>※原則として、ガードレール等の安全施設を設けること。</p> 		<p>【工作物等がある場合】</p> <p>※擁壁、ガードレール等は有効幅員に含めない。</p> 
<p>【道路側溝ふた 無】</p> 	<p>【縁石等 段差有】</p> 	<p>【L字溝】</p> 
<p>【道路側溝ふた 有】</p> 	<p>【縁石等 段差無】</p> 	<p>【道路幅員が変化する場合】</p> <p>※幅員の表示「4M ~ 5M」</p> 
<p>L 1 : 指定道路幅員 ・ 法42条第1項第五項にて指定する道路幅員。</p> <p>L 2 : 有効幅員 ・ 4m以上を確保しなければならない幅員の範囲。</p> <p>L 3 : 道路敷地範囲 ・ 法42条第1項第五項にて指定する道路範囲。</p>		

図：2

<p>【指定道路が通り抜けている場合】</p> <p>※指定延長 $L =$ 道路中心の延長</p> 	<p>【道路幅員が変化する場合】</p> <p>※指定延長 $L = a + b$</p> 
<p>【指定道路がT型の場合】</p> <p>※指定延長 $L = a + b + c$</p> 	<p>【指定道路がL型の場合】</p> <p>※指定延長 $L = a + b + c$</p> 
<p>【接続道路が2項道路の場合】</p> <p>※指定延長 $L = a$</p> <p>— 法42条第2項の道路 —</p> <p>2項後退線</p> <p>2項後退幅</p> 	<p>【接続道路に歩道がある場合】</p> <p>※指定延長 $L = a$</p> <p>接続道路</p> <p>歩道</p> 

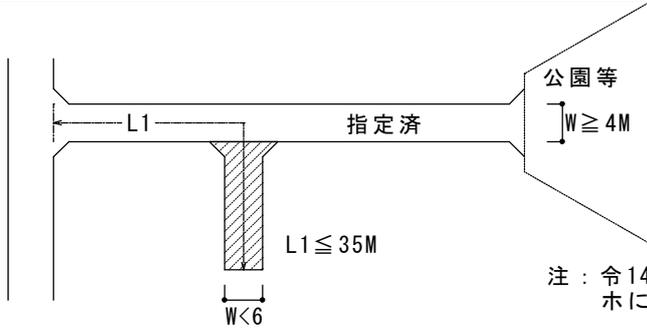
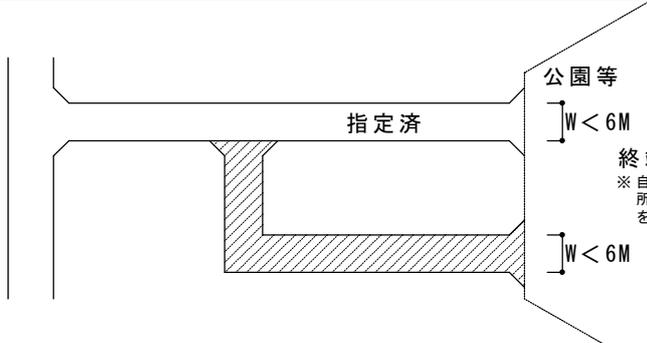
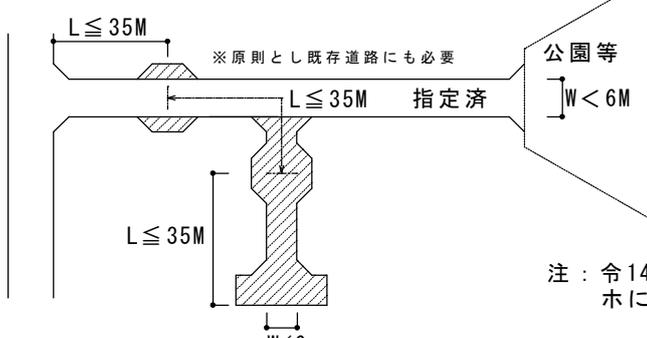
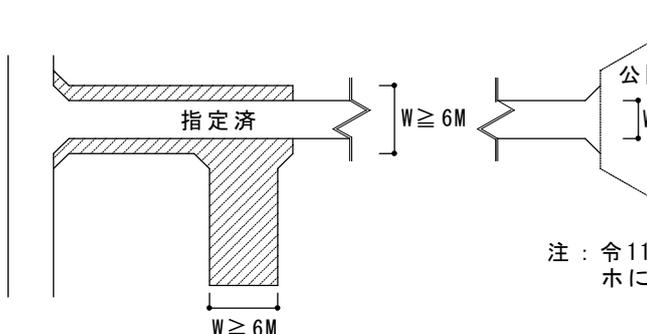
図：3

<p>取付道路 申請道路</p>	<p>第1項第1～3号 法第42条 第2項 (公道) 巾員6m未満の袋路状</p>
<p>令144の 4-1-1 (イ) 巾6M未満 延長35M以下</p>	<p>1) $L1 \leq 35M$, $W < 6M$ or 通り抜け $W > 6$ or $W < 6$</p> <p>2) $L1 + L2 \leq 35M$, $W < 6M$</p> <p>3) $L1 \leq 35M$, $W < 6M$</p>
<p>(ロ) 終端公園</p>	<p>公園等 $W < 6M$ ※自動車の転回に支障がなく所有者又は、管理者の承諾を得たものに限る。</p> <p>$L1$: 制限なし</p>
<p>(ハ) 転回広場付</p>	<p>L: 制限なし</p> <p>$L1 \leq 35M$, $L \leq 35M$, $L \leq 35M$, $L \leq 35M$</p> <p>公道: 6M未満 $W < 6M$</p> <p>通り抜けできる道路の接続部を起点とし、35M以内ごとに転回広場を設置(終端含) ※原則として既存道路にも転回広場設置が必要</p>
<p>(ニ) 幅員 ≥ 6 M</p>	<p>$L1$, $L2$: 制限なし $W < 6M$</p> <p>公道 $W \geq 6M$</p> <p>$L3$, $L4$, $W \geq 6M$</p> <p>$L3 + L4 = L$ 制限なし</p> <p>公道 $W \geq 6M$</p> <p>$L1$, $L2$: 制限なし ※すり付け(135°以上)設置</p>
<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すみ切り、転回広場等の詳細は別に定める。 ・(イ)～(ハ)は併用できない。 ・斜線は築造部分を示す。 	

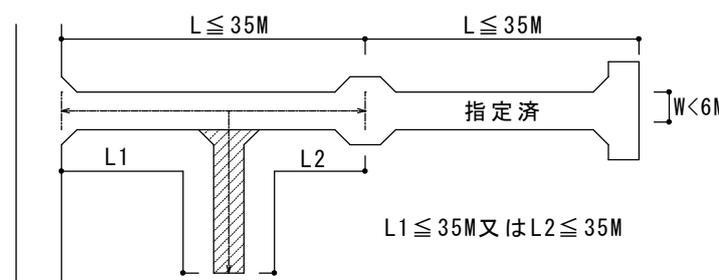
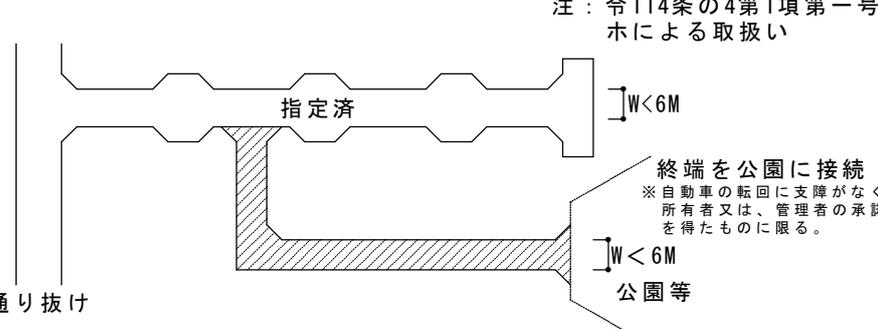
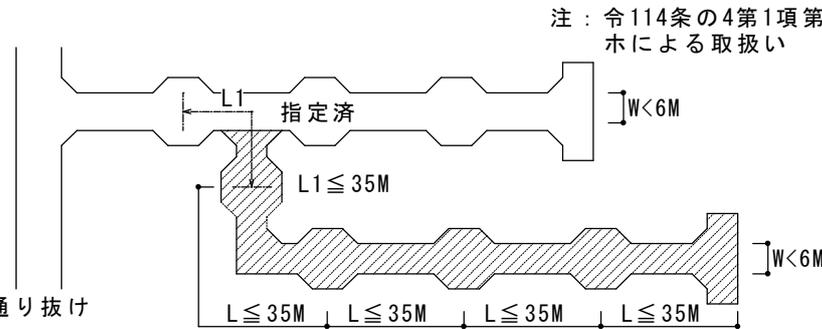
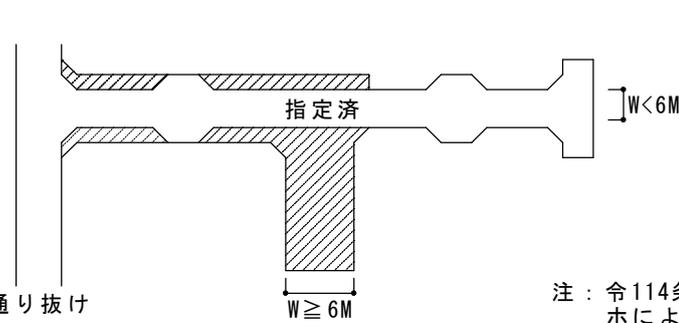
図：4

<p>取付道路 申請道路</p>	<p>令144第の4第1項第1号(イ)の指定道路(幅員6M未満)</p>
<p>令144の 4-1-1 (イ) 巾6M未満 延長35M以下</p>	<p>1) $L1 \leq 35M$ $W < 6M$ Wの幅に関係なく</p> <p>2) $L1 + L2 \leq 35M$ $W < 6M$</p> <p>3) $L1 \leq 35M$ $W < 6M$</p>
<p>(ロ) 終端公園</p>	<p>終端を公園に接続 ※自動車の転回に支障がなく所有者又は、管理者の承諾を得たものに限る。</p> <p>$W < 6M$</p> <p>$L1$: 制限なし</p>
<p>(ハ) 転回広場付</p>	<p>注：令144条の4第1項第一号ホによる取扱い</p> <p>：L1の起点は通り抜けできる道路との接点とする</p> <p>：L1 $\geq 35M$の場合、既存道路へ転回広場設置が必要</p>
<p>(二) 幅員 $\geq 6M$</p>	<p>※通り抜けできる道路との接点まで既存道路の拡幅が必要</p> <p>$L \leq 35M$ $W \geq 6M$</p> <p>$W < 6M$</p> <p>$W \geq 6M$</p> <p>$L1 + L2$ 制限なし</p> <p>注：令144条の4第1項第一号ホによる取扱い</p>
<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すみ切り、転回広場等の詳細は別に定める。 ・ (イ) ~ (ハ) は併用できない。 ・ 斜線は築造部分を示す。 	

図：5

<p>取付道路 申請道路</p>	<p>令144第の4第1項第1号(ロ)の指定道路 (終端公園) (幅員6M未満)</p>
<p>令144の 4-1-1 (イ) 巾6M未満 延長35M以下</p>	 <p>公園等 $W \geq 4M$</p> <p>指定済</p> <p>$L1 \leq 35M$</p> <p>$W < 6$</p> <p>注：令144条の4第1項第一号 ホによる取扱い</p>
<p>(ロ) 終端公園</p>	 <p>公園等 $W < 6M$</p> <p>指定済</p> <p>終端を公園に接続 ※自動車の転回に支障がなく 所有者又は、管理者の承諾 を得たものに限る。</p> <p>$W < 6M$</p>
<p>(ハ) 転回広場付</p>	 <p>公園等 $W < 6M$</p> <p>指定済</p> <p>$L \leq 35M$</p> <p>※原則とし既存道路にも必要</p> <p>$L \leq 35M$</p> <p>$L \leq 35M$</p> <p>$W < 6$</p> <p>注：令144条の4第1項第一号 ホによる取扱い</p>
<p>(ニ) 幅員 $\geq 6M$</p>	 <p>公園等 $W < 6M$</p> <p>指定済</p> <p>$W \geq 6M$</p> <p>$W \geq 6M$</p> <p>注：令114条の4第1項第一号 ホによる取扱い</p>
<p>共 通 事 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すみ切り、転回広場等の詳細は別に定める。 ・ (イ) ~ (ハ) は併用できない。 ・ 斜線は築造部分を示す。 	

図：6

<p>取付道路 申請道路</p>	<p>令144第の4第1項第1号(ハ)の指定道路（転回広場付） （幅員6M未満）</p>
<p>令144の 4-1-1 (イ) 巾6M未満 延長35M以 下</p>	 <p>通り抜け</p> <p>注：令114条の4第1項第一号 ホによる取扱い</p>
<p>(ロ) 終端公園</p>	 <p>通り抜け</p> <p>注：令114条の4第1項第一号 ホによる取扱い</p> <p>※自動車の転回に支障がなく 所有者又は、管理者の承諾 を得たものに限る。</p> <p>公園等</p>
<p>(ハ) 転回広場付</p>	 <p>通り抜け</p> <p>注：令114条の4第1項第一号 ホによる取扱い</p>
<p>(ニ) 幅員 ≥ 6 M</p>	 <p>通り抜け</p> <p>注：令114条の4第1項第一号 ホによる取扱い</p>
<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すみ切り、転回広場等の詳細は別に定める。 ・ (イ) ~ (ハ) は併用できない。 ・ 斜線は築造部分を示す。 	

図：7

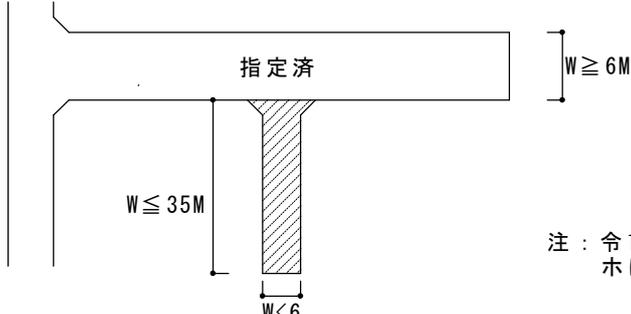
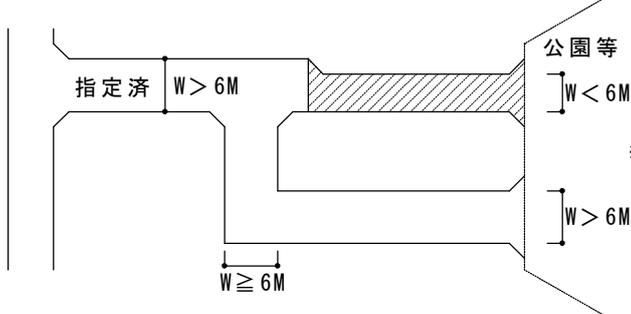
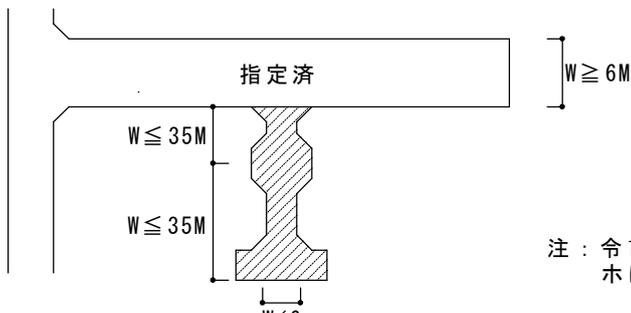
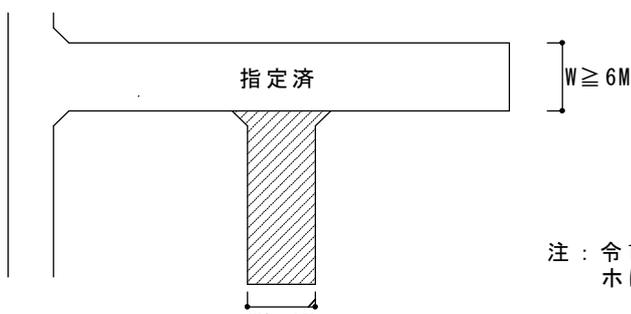
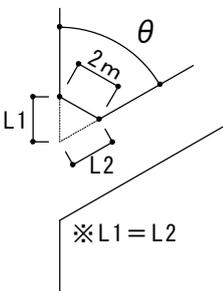
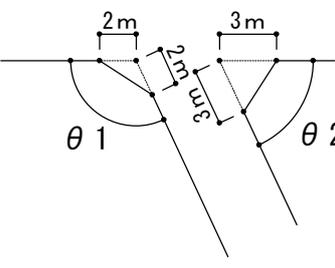
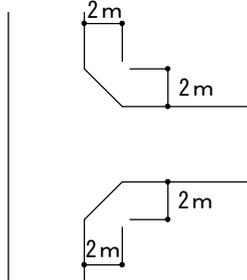
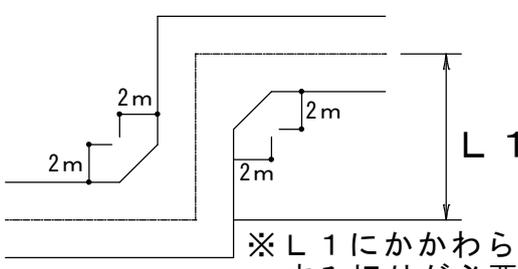
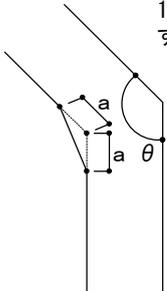
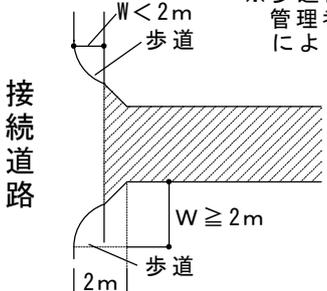
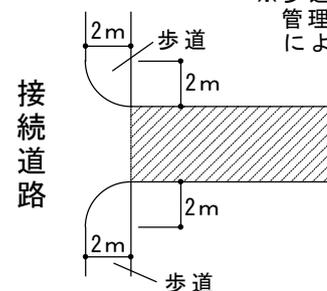
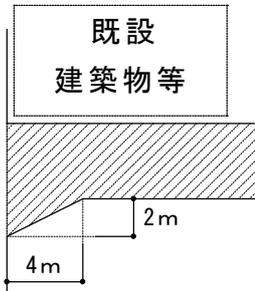
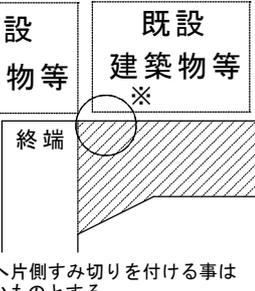
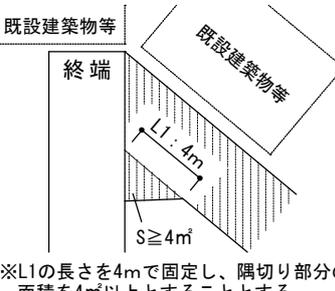
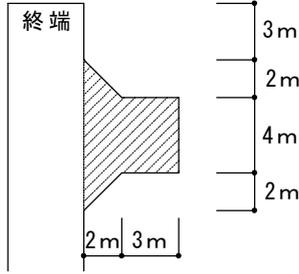
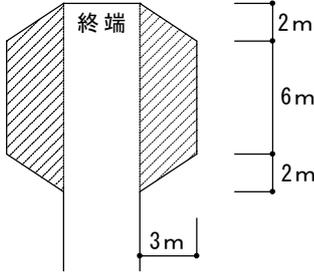
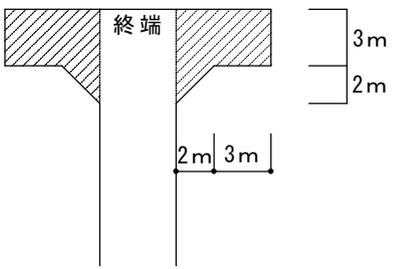
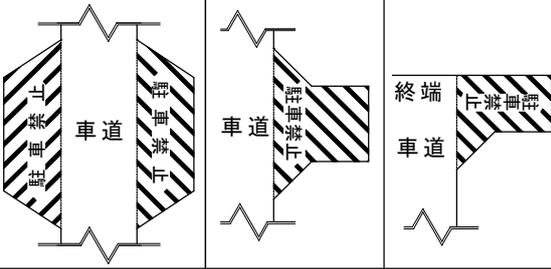
<p>取付道路 申請道路</p>	<p>令144第の4第1項第1号(二)の指定道路(幅員6M以上)</p>
<p>令144の 4-1-1 (イ) 巾6M未満 延長35M以 下</p>	 <p>注：令114条の4第1項第一号 ホによる取扱い</p>
<p>(ロ) 終端公園</p>	 <p>終端を公園に接続 ※自動車の転回に支障がなく 所有者又は、管理者の承諾 を得たものに限る。</p>
<p>(ハ) 転回広場付</p>	 <p>注：令114条の4第1項第一号 ホによる取扱い</p>
<p>(二) 幅員 >= 6 M</p>	 <p>注：令114条の4第1項第一号 ホによる取扱い</p>
<p>共 通 事 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すみ切り、転回広場等の詳細は別に定める。 ・ (イ) ~ (ハ) は併用できない。 ・ 斜線は築造部分を示す。 	

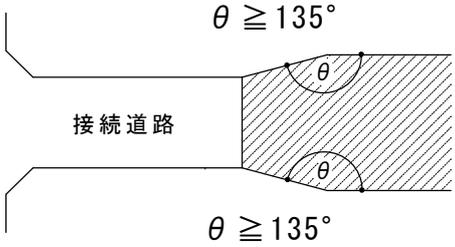
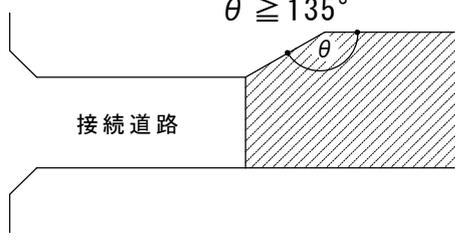
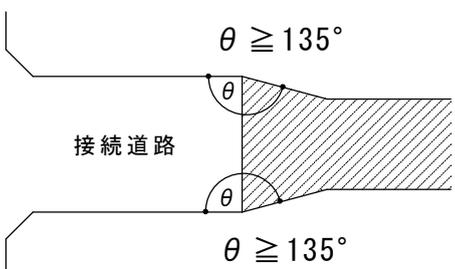
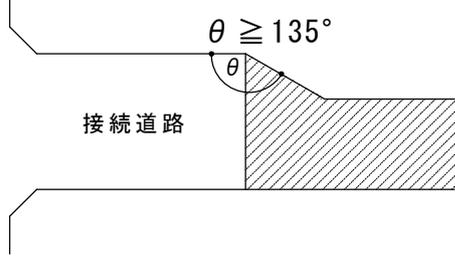
図 : 8

$\theta \leq 60^\circ$	$90^\circ < \theta 1 < 120^\circ$ 、 $60^\circ < \theta 2 < 90^\circ$	$\theta = 90^\circ$
 <p>※$L1=L2$</p>		
曲がり角が連続する場合		$\theta < 120^\circ$ 、 $a = 2m$
 <p>※$L1$にかかわらずすみ切りが必要となる</p>		 <p>120°未满是すみ切り必要</p>
歩道がある場合		
 <p>※歩道部分は道路管理者との協議による。</p>	 <p>※歩道部分は道路管理者との協議による。</p>	
片側すみ切りの場合		
	 <p>※終端側へ片側すみ切りを付ける事は出来ないものとする。</p>	 <p>※$L1$の長さを4mで固定し、隅切り部分の面積を$4m^2$以上とすることとする。</p>

図：9

<p>① 中間及び終端に設置可</p> 	<p>② 中間及び終端に設置可</p> <p>※左右同一形状とする</p> 
<p>③ 終端のみに設置可</p> <p>※左右同一形状とする</p> 	<p>駐車禁止表示</p>  <p>※車道部分の舗装色と明度、彩度共に差をつけ容易に視認できる表示とすること。</p>

図：10

<p>両側すり付けの場合</p>  <p>$\theta \geq 135^\circ$</p> <p>接続道路</p> <p>$\theta \geq 135^\circ$</p>	<p>片側すり付けの場合</p>  <p>$\theta \geq 135^\circ$</p> <p>接続道路</p>
 <p>$\theta \geq 135^\circ$</p> <p>接続道路</p> <p>$\theta \geq 135^\circ$</p>	 <p>$\theta \geq 135^\circ$</p> <p>接続道路</p>